

# フェニックス3期神戸沖埋立処分場(仮称)設置 事業に係る環境影響評価方法書の縦覧及び 意見書提出状況について

平成29年11月

大阪湾広域臨海環境整備センター



# フェニックス 3 期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業に係る環境影響評価方法書の縦覧及び意見書提出状況について

## 1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

環境影響評価法第 7 条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨を公告するとともに、神戸市内 3 か所及び大阪市内 1 か所において方法書等を縦覧に供した。

### (1) 公告日

平成29年 9 月 5 日（火）

※朝日新聞、神戸新聞、産経新聞、日本経済新聞、毎日新聞、読売新聞の日刊 6 紙に掲載

### (2) 縦覧期間

平成29年 9 月 5 日（火）～10月 4 日（水）

※土曜日、日曜日及び祝日を除く 9 時～12 時と 13 時～17 時

### (3) 縦覧者数

縦覧場所	縦覧者名簿に記載した者の数（人）	備考
兵庫県庁	0	
神戸市役所	1	
東灘区役所	0	
大阪湾センター本社	1	（貸出 1）
合計	2	

### (4) インターネットの利用

当センターの方法書ダウンロードサイトへのアクセス件数は 2,362 件だった。

## 2. 説明会の開催状況

環境影響評価法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、神戸市内 2 か所で説明会を開催した。

開催日時	場所	参加者数（人）
平成29年 9 月 26 日（火） 18 時 30 分～19 時 15 分	神戸市勤労会館 3 階 308 講習室	7
平成29年 9 月 30 日（土） 10 時～11 時 15 分	神戸ファッションマート 9 階 コンベンションルーム 2	6

### 3. 環境影響評価方法書に対する意見書の提出について

環境影響評価法第8条第1項の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者から意見書の提出を受けた。

#### (1) 意見書の提出期間

平成29年9月5日（火）～10月18日（水）（当日消印有効）

#### (2) 意見書の提出状況

提出方法	提出数（通）
郵送	0
電子メール	2
合計	2

#### (3) 意見の概要

別紙のとおり

「フェニックス3期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業に係る環境影響評価方法書」に対する  
環境の保全の見地からの意見の概要について

NO.	方法書該当箇所	意見の概要
1	P6-5 第 6.1.1 表(1) 環境大臣の意見及び 事業者の見解 1 総論(3)	環境大臣は配慮書で「促進協における廃棄物の減量化目標が平成 28 年度以降定められていない」「近畿 2 府 4 県のリサイクル率は全国平均よりも低く、一人当たりの一般廃棄物の最終処分量では全国平均を上回っている」と指摘し、「最終処分量の減量化が図られるよう、排出者との連携・協力等を最大限追及すること」と意見を述べているが、方法書における事業者の見解は「・・・実施するよう努めます」など迫力、具体性に欠ける。
2	P6-6 第 6.1.1 表(2) 環境大臣の意見及び 事業者の見解 2 各論(2)	環境大臣は配慮書で「・・・動物、植物及び生態系への影響を回避又は低減すること」と意見を述べているが、方法書における事業者の見解は「・・・所要の措置を講じます」というだけで具体性にかける。例えば、緩傾斜護岸を可能な限り、最大限設けると明記するべきだ。
3	P2-6 第 2.2.7-1 図 海面埋立処分場の構造例（断面図） P7-4 第 7.1.1-2 表 六甲アイランド南建設事業（未施工の部分）の事業内容との相違点 P7-4 第 7.1.1-1 図 環境影響評価の対象場所の比較	<p>&lt;遮水工の技術的信頼性の確認&gt;</p> <p>基準省令によれば、不透水性地層の透水性が 100nm/sec 以下で、かつ建築物等の設置に十分な強度を有する支持地盤が廃棄物埋立地の底部に存在する場合、土地の形質の変更後の残存させる不透水性地層の厚さが 5m 以上あれば、遮水工の基準を満足するとされています。しかし、環境影響評価方法書の説明図（第 2.2.7-1 図）は、余りにも簡略化されており、大きな矛盾を感じますので、以下の質問をします。</p> <p>(1) 不透水性地層の厚さ及び透水性は、いくらですか？（基準省令要件合致の確認）もし、基準省令要件を満たさない場合、遮水シートなどが必要となりますが、具体的にどの様な対策がなされているのですか？</p> <p>(2) 神戸ファッションマートビルのパンフレットによれば、六甲アイランドの支持地盤は、約 50m の深さにあり、地続きの南島の支持地盤も、海面下約 50m にある筈です。しかし、第 2.2.7-1 図の断面図では、海底面と廃棄物埋立地底部がほぼ同一で、海面から約 17m (=1,200/70) 下の海底に直ぐ不透水性地層があり、その不透水性地層の中間部で護岸が支持されているかの様な表現になっています。もし、この表現解釈が正しければ、将来、不等沈下による護岸決壊も起こりかねませんが、具体的にどの様な対策がなされているのですか？</p>

		<p>(3) 遮水矢板が埋め込まれる護岸は、第 2.2.7-1 図の断面図では、不透水性地層の中まで埋め込んでいる様な表現になっていますが、実際には、どの様な断面構造（遮水矢板長さを含む）になっているのか良く分かりません。</p> <p>最終処分場の遮水工は、浸出水による公共水域や地下水の汚染、ならびにこれらに起因する周辺環境への悪影響を防止することを目的としています。そして、鋼矢板系遮水工法を廃棄物埋立護岸として適用する場合には、省令で求められる基本の遮水性能に加え、遮水機能のバックアップ、モニタリング、補修等を可能にするフェイルセーフ機能を有することが必要であるとされており、フェイルセーフ機能を付加した工法の開発が進められていると聞いていますが、この埋立護岸計画には、最新技術に基づく何らかのフェイルセーフ機能が付加されているのですか？</p>
4	<p>P2-6 第 2.2.7-1 図 海面埋立処分場の構造例（断面図）</p> <p>P7-4 第 7.1.1-2 表 六甲アイランド南建設事業（未施工の部分）の事業内容との相違点</p> <p>P7-4 第 7.1.1-1 図 環境影響評価の対象場所の比較</p>	<p>&lt;南海トラフ地震・津波などへの考慮の確認&gt;</p> <p>六甲アイランド CITY 自治会では、予てより南海トラフ地震・津波を見据えた自主防災活動を続けており、もし、南海トラフ地震が発生すれば、六甲アイランドには 4 m から 5 m の津波が押し寄せると聞いています。</p> <p>埋立事業が完了し、埋立地が完全に覆土されて整地されてしまえば、地震や津波を受けても被害は小さいと思いますが、埋立事業が未完了の状態、廃棄物が剥き出しの状態地震や津波を受ければ、より大きな被害が発生すると考えられます。</p> <p>即ち、埋立処分場が廃棄物の受け入れ事業継続中（20 年間）に、地震が発生し、護岸の一部が破壊され廃棄物が大阪湾にあふれ出るリスクが有り、また、津波を受けて、処分場内に堆積した廃棄物が大阪湾にあふれ出るリスクも有ります。</p> <p>以上の様な状況を踏まえて、以下の質問をします。</p> <p>(1) 前項の質問(2)と(3)に重なりますが、南海トラフ級の地震や津波に対して、護岸が耐えられる構造である事を具体的に説明して下さい。</p> <p>(2) 地震や津波に対して、廃棄物の受入状況（満杯率）により、それぞれの段階において、どの様な被害を想定していますか？</p> <p>(3) その想定被害の発生を出来るだけ小さくする為に、どの様な対策を考えていますか？</p> <p>(4) その想定被害の大阪湾全域への環境汚染拡大に対して、どの様な対策を考えていますか？</p> <p>(5) 「管理型廃棄物埋立護岸設計・施工・管理マニュアル」には、廃棄物受入期間中の地震発生への対応策はありますか？ もし、有るのであれば、それを開示して下さい。</p>